

○令和1年11月 6日(水) 令和1年度取り締まりの結果(第3回目)

取り締まりの内容	時期	検査台数(台)	違反台数(台)	違反率(%)	措置内容(件)	
① 特殊車両通行許可違反	前 回 (R1.9.11)	1	1	100%	措置命令(前回)	0
	今 回 (R1.11.6)	2	0	0%	警 告(前回)	1
					警 告(今回)	0
② ディーゼル車の黒煙を対象とした街頭検査	前 回 (R1.9.11)	0	0	0%	整備命令(前回)	0
	今 回 (R1.11.6)	2	0	0%	整備命令(今回)	0
③ ディーゼル車の不正軽油を対象とした街頭検査	前 回 (R1.9.11)	0	0	0%	命 令(前回)	0
	今 回 (R1.11.6)	2	0	0%	命 令(今回)	0
④ 啓発活動	前 回 (R1.9.11)	1				
	今 回 (R1.11.6)	2				
⑤ 過積載取り締まり	前 回 (R1.9.11)	0	0	0%	検 挙(前回)	0
					検 挙(今回)	0
	今 回 (R1.11.6)	0	0	0%	警 告(前回)	0
					警 告(今回)	0

【備考】

※措置内容欄の上段の数字は 前回(令和1年7月30日)、下段の数字は

下段の数字は今回(令和1年9月11日)のデータです

※今回配付チラシは、「名古屋南部大気環境改善啓発」(別紙2)です

※詳細事項は、別紙1を参照

【別紙1】

○取り締まりの位置



○取り締まりの日時：令和1年11月 6日(水) 14:00～15:30

○取り締まり場所：弥富車両検測所(弥富市三好3丁目地内、国道23号 静岡県方面車線)

○当日の体制

関係機関の名称等			体制
国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所		6 人
	中部運輸局愛知運輸支局		2 人
	独立行政法人自動車技術総合機構		0 人
愛知県	環境部		2 人
愛知県警	本部	パトロールカー	2 台
		白バイ	2 台
		警察官	7 人

①特殊車両通行許可違反の取り締まり(中部地方整備局)

車両制限令に定めた数値(長さ、幅、高さ、重量等)を超える車両(特殊車両)が、通行する場合には、道路管理者の許可を受けなければ通行できないことになっています。(道路法47条の2)

道路構造の保全、交通の危険防止、沿道環境の改善などの道路利用の適正化を図るため、取り締まりを行い、違反内容に応じて措置命令又は警告の措置を行います。

②③ディーゼル車の黒煙及び不正軽油を対象とした街頭検査(中部運輸局、独立行政法人自動車技術総合機構)

【黒煙を対象とした街頭検査】

規制値を超える黒煙の排出が、排ガス中に含まれる有害物質の増加や自動車の装置の機能悪化等、安全・環境上の問題を引き起こすことが懸念されています。

このため、黒煙測定器を使用して、排ガスの黒煙による汚染度を測定します。

【不正軽油を対象とした街頭検査】

燃料の規格の基準に満たない不正な軽油を燃料として使用することにより、排気ガス中に含まれる有害物質の増加や自動車の装置の機能悪化等、安全・環境上の問題点を引き起こすことが懸念されています。

このため、硫黄分濃度測定器を使用して、燃料に係る検査を実施します。

※ ②黒煙の排出量の規制値違反が認められた時や③不正軽油の使用が認められた時は、警告又は整備命令等の措置を行います。

④エコドライブ等の啓発活動(愛知県)

地球温暖化と大気汚染の防止のため、エコドライブの普及促進などの啓発活動を行います。

⑤過積載の取り締まり(愛知県警察)

道路交通法第57条により乗車又は積載の制限が定められ、この制限を超えて車両を運転してはならないこととなっています。

しかしながら、過積載違反車両の通行が絶えないことから、道路構造の保全、交通の危険防止、沿道環境の改善などの道路利用の適正化を図るため、取り締まりを行います。

違反内容に応じて、検挙や警告を行います。

⑥大気環境改善のための啓発活動(名古屋南部地域クリーン交通ネットワーク)

名古屋南部地域の沿道環境改善のための啓発活動を実施します。(別紙2)